

特 許 協 力 条 約

発信人：日本国特許庁（国際調査機関）

あて先 三好 秀和 様 〒105-0001 日本国 東京都港区虎ノ門一丁目2番8号 虎ノ門琴平タ ワー	<h2 style="margin: 0;">P C T</h2> <p style="margin: 5px 0;">国際調査機関の見解書</p> <p style="margin: 5px 0;">(法施行規則第40条の2) [P C T 規則43の2.1]</p>	
出願人又は代理人の書類記号 TCCJ-C1653	発送日 (日.月.年) 10.02.2020	
国際出願番号 PCT/JP2019/045719	国際出願日 (日.月.年) 22.11.2019	優先日 (日.月.年) 03.12.2018
国際特許分類 (I P C) F24F 11/65(2018.01)i; F24F 11/52(2018.01)i FI: F24F11/65; F24F11/52		
出願人 (氏名又は名称) 東芝キャリア株式会社		

1. この見解書は次の内容を含む。

- 第I欄 見解の基礎
- 第II欄 優先権
- 第III欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解の不作成
- 第IV欄 発明の単一性の欠如
- 第V欄 新規性、進歩性及び産業上の利用可能性についてのPCT規則43の2.1(a)(i)に基づく見解並びにその見解を裏付ける文献及び説明
- 第VI欄 ある種の引用文献
- 第VII欄 国際出願の欠陥
- 第VIII欄 国際出願についての意見

2. 今後の手続

国際予備審査の請求がされた場合は、出願人がこの国際調査機関とは異なる国際予備審査機関を選択し、かつ、その国際予備審査機関がPCT規則66.1の2(b)の規定に基づいて国際調査機関の見解書を国際予備審査機関の見解書とみなさない旨を国際事務局に通知していた場合を除いて、この見解書は国際予備審査機関の最初の見解書とみなされる。

この見解書が上記のように国際予備審査機関の見解書とみなされる場合、様式PCT/ISA/220を送付した日から3月又は優先日から22月のうちいずれか遅く満了する期限が経過するまでに、出願人は国際予備審査機関に、適当な場合は補正書とともに、答弁書を提出することができる。

さらなる選択肢は、様式PCT/ISA/220を参照すること。

名称及びあて先 日本国特許庁(ISA/JP) 〒100-8915 日本国 東京都千代田区霞が関三丁目4番3号	見解書を作成した日 29.01.2020	権限のある職員（特許庁審査官） 安島 智也 3M 9741 電話番号 03-3581-1101 内線 3377
--	-------------------------	---

第 I 欄

見解の基礎

1. 言語に関し、この見解書は以下のものに基づき作成した。

- 出願時の言語による国際出願
 出願時の言語から国際調査のための言語である _____ 語に翻訳された、この国際出願の翻訳文（PCT規則12.3(a)及び23.1(b)）

2. この見解書は、PCT規則91の規定により国際調査機関が許可した又は国際調査機関に通知された明らかな誤りの訂正を考慮して作成した（PCT規則43の2.1(b)）。

3. この国際出願で開示されたヌクレオチド又はアミノ酸配列に関して、以下の配列表に基づき見解書を作成した。

a. 出願時における国際出願の一部を構成する配列表

附属書C/ST.25テキストファイル形式

紙形式又はイメージファイル形式

b. 国際出願とともに、PCT規則13の3.1(a)に基づき国際調査のためにのみ提出された、附属書C/ST.25テキストファイル形式の配列表

c. 国際出願日後に、国際調査のためにのみ提出された配列表

附属書C/ST.25テキストファイル形式（PCT規則13の3.1(a)）

紙形式又はイメージファイル形式（PCT規則13の3.1(b)及びPCT実施細則第713号）

4. さらに、複数の版の配列表又は配列表の写しが提出され、変更後の配列表又は追加の写しに記載された情報が、出願時における配列表と同一である旨、又は出願時における国際出願の開示の範囲を超えない旨の陳述書の提出があった。

5. 補足意見：

第V欄	新規性、進歩性及び産業上の利用可能性についてのPCT規則43の2.1(a)(i)に基づく見解並びにその見解を裏付ける文献及び説明		
1. 見解			
新規性 (N)	請求項	3-5, 7-8	有
	請求項	1-2, 6	無
進歩性 (IS)	請求項		有
	請求項	1-8	無
産業上の利用可能性 (IA)	請求項	1-8	有
	請求項		無
2. 文献及び説明:	<p>文献1：W0 2015/194020 A1 (三菱電機株式会社) 23.12.2015(2015-12-23) 段落[0010]-[0048], [0064]-[0077], [図1]-[図6], [図15]-[図18] & GB 2542310 A 段落[0010]-[0048], [0064]-[0077], 図1-6, 15-18</p> <p>文献2：JP 2011-002112 A (清水建設株式会社) 06.01.2011(2011-01-06) 段落 [0012] - [0021], [図1] - [図7]</p> <p>文献3：JP 2008-170065 A (株式会社東芝) 24.07.2008(2008-07-24) 段落 [0057], [図9]</p> <p>文献4：JP 2014-009824 A (三菱電機株式会社) 20.01.2014(2014-01-20) 段落 [0031], [図6]</p> <p>請求項1, 6に係る発明は、国際調査報告で引用された文献1より新規性・進歩性を有しない。 文献1には、配水管(熱媒体入口配管60a, 熱媒体出口配管60b)で接続された複数の熱源機器(冷凍サイクル装置100)の少なくともいずれかを用いて構成される複数システムの熱源システム(冷凍サイクルシステム300)の管理装置(制御部15)であって、予め設定された、前記複数システムの熱源システムの構成に関する複数のシステム構成パターン情報(開閉部セットの開閉情報)、および、前記熱源システムの系統ごとの複数の運転パターン情報(冷房運転・暖房運転の情報)を記憶する設定情報記憶部(制御部15に存在することは自明)と、前記設定情報記憶部に記憶された複数のシステム構成パターン情報のいずれかが指定される(入力部16で設定・変更される)と、前記複数システムの熱源システムを当該システム構成パターン情報で示される構成にするための制御情報を生成し、前記熱源システムの系統ごとに、該当する複数の運転パターン情報のいずれかが指定されると、各システムの熱源システム内の機器を該当する運転パターン情報に従って運転させるための制御情報を生成する制御情報生成部(段落[0048]等から存在は自明)とを備える、熱源システムの管理装置が記載されている(特に段落[0010]-[0048], [0064]-[0077], [図1]-[図6], [図15]-[図18]を参照されたい。)</p> <p>同様に、文献1には、熱源システムの管理方法も記載されているといえる(特に段落[0010]-[0048], [0064]-[0077], [図1]-[図6], [図15]-[図18]を参照されたい。)</p> <p>請求項2に係る発明は、国際調査報告で引用された文献1より新規性・進歩性を有しない。 文献1では、複数システムの熱源システムの構成は、配水管内に設置された複数の切替バルブ(開閉部セット61)の開閉状態を切り替えることで変更されることが記載されている(特に段落[0010]-[0048], [0064]-[0077], [図1]-[図6], [図15]-[図18]を参照されたい。)</p> <p>請求項3に係る発明は、国際調査報告で引用された文献1より進歩性を有しない。 特定の制御パターンに、提供される機能を示す名称情報を付加することは、普通に行われていることであり、文献1において、複数のシステム構成パターン情報に、それぞれ、該当する構成で複数の熱源システムが稼働するときに管理対象の負荷機器により提供される機能を示す名称情報を付加し、複数の運転パターン情報に、それぞれ、該当する運転パターンで該当する負荷機器が稼働するときに当該負荷機器により提供される機能を示す名称情報を付加するように構成することは、当業者が適宜なし得る設計事項にすぎない。</p> <p>請求項4-5に係る発明は、国際調査報告で引用された文献1及び文献2より進歩性を有しない。</p>		

第V欄

新規性、進歩性及び産業上の利用可能性についてのPCT規則43の2.1(a)(i)に基づく見解並びにその見解を裏付ける文献及び説明

文献2には、熱源機の組み合わせパターンや、運転スケジュールを設定するための設定画面を表示する空調熱源機運転ナビゲーションシステムに係る技術が記載されている（特に段落[0012] - [0021]，[図1] - [図7]を参照されたい。）。

文献1及び文献2は、ともに複数の熱源機を備えたシステムに関する技術であるので、文献1において、文献2記載の技術を適用することは、当業者が容易に想到し得たことである。

請求項7に係る発明は、国際調査報告で引用された文献1乃至文献3より進歩性を有しない。

同一時間軸上に運転パターン別のスケジュールを並べて表示することは、たとえば文献3（段落[0057]，[図9]など参照）にみられるように周知な技術であり、文献1及び文献2の組み合わせにおいて、ユーザにわかりやすいように、時間帯ごとのシステム構成パターン情報や、時間帯ごとの運転パターン情報を、同一時間軸上に並べて表示させることは、当業者が適宜なし得る事項である。

請求項8に係る発明は、国際調査報告で引用された文献1乃至文献4より進歩性を有しない。

デマンド制御に関する情報を時間軸上に表示することは、たとえば文献4（段落[0031]，[図6]など参照）にみられるように周知な技術であり、文献1乃至文献3の組み合わせにおいて、ユーザにわかりやすいように、時間帯ごとのシステム構成パターン情報や、時間帯ごとの運転モード・デマンド制御レベルに関する運転パターン情報を、同一時間軸上に並べて表示させることは、当業者が適宜なし得る事項である。